

4 茅情個審査答申第 2 号  
令和 5 年 3 月 1 6 日

諮問番号 4 茅行総第 2 0 1 号  
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光  
事件名 4 茅市自第 1 3 4 号行政文書非公開決定処分取消請求事件

## 答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第 1 結論

令和 4 年 1 0 月 1 1 日付け行政文書の公開請求について、茅ヶ崎市長が令和 4 年 1 0 月 2 5 日付け 4 茅市自第 1 3 4 号により行った行政文書非公開決定処分は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

- 1 令和 4 年 1 0 月 1 1 日、審査請求人は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の平成 2 9 年度～令和 3 年度各年度毎の市補助金前期繰越金及び翌期繰越金の金額と算出方法の分かる説明書等の文書」（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月 2 5 日、実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求対象文書を収受し、及び作成していないため、文書不存在であることを理由として、行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年 1 1 月 1 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

##### (2) 本件審査請求の理由

ア 茅ヶ崎市総務部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条によると、補助金交付申請書に「交付申請額の算出方法」及び「補助事業費の経費の配分及び経費の使用方法」に関する書類を添付しなければならない。

必要な「交付申請額の算出方法」の分かる資料を収受していない行為は怠る行為であり、認めることができない。

イ 市が補助金残額の返還請求を行うには、補助金の前期及び翌期繰越金の把握が必要である。

## 2 実施機関の主張

(1) まちぢから協議会連絡会補助金については、交付要綱に基づき交付している事業補助金であり、まちぢから協議会連絡会（以下「連絡会」という。）の全ての事業が、交付要綱第2条に定める補助対象事業である。

(2) 実施機関は、平成29年度から令和2年度において、まちぢから協議会連絡会の全収支が記載された収支決算書を提出してもらい、補助金の使途については、領収書等を確認している。

この際、平成29年度から令和元年度までの各年度においては、支出額が補助金の交付額を上回っていたことから、返還金は生じていなかった。

他方、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大のため、補助金を充てることを想定していた事業を行うことができなかつた旨を確認した上で、その一部が返還されている。

また、令和3年度においては、補助金の使途を明確にするため、補助金分のみの収支決算書の提出を求めるとしており、補助対象の支出額が交付額を下回ったため、その差額分が返還されている。

(3) 茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）第15条に基づき、当該年度の連絡会に交付すべき市補助金額が確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、当該年度中に確定額を超える部分の補助金を返還させることとしている。

(4) 本件公開請求の対象となった各年度において、当該補助金における繰越金はないことから、本件請求対象文書は存在しない。

(5) 以上のとおり、本件審査請求に係る本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件請求について

審査請求人は、本件請求対象文書について、本件公開請求を行った。

実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求対象文書を収受し、及び作成していな

いため、文書不存在であることを理由として、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求対象文書の不存在を理由とする本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件請求対象文書の保有の有無について、検討する。

## 2 本件請求対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会が職権で調査したところによれば、連絡会は、新たな地域コミュニティとして市内の各地区に設立されているまちぢから協議会（以下「協議会」という。）により組織され、地域課題への支援や情報交換等を通し、協議会等を支援し、豊かで活力ある地域社会の構築に努めることを目的とする。そして、その目的を達成するため、協議会相互の親睦と連携、地域振興の調査・研究、地域活動の情報交換、行政への協力等の事業を推進し支援を行っている。茅ヶ崎市は、協議会の育成、活動の支援等に要する経費を補助し、もって地域振興の推進に寄与するため、交付要綱に基づき、連絡会へ補助金を支出している（交付要綱第2条及び別表7）。

補助金の交付を受けようとする団体は、規則に基づき、交付の対象となる事務又は事業に係る当該年度の予算書及び事業計画書、交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を実施機関に提出しなければならない（規則第4条）。交付を受けた団体は、年度末までに実績報告書を提出しなければならないが、収支決算書又はこれに代わる書類その他市長が必要と認める書類の添付が求められている（規則第12条）。

そして、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還させるものとされている（規則第15条第2項）。そのため、補助金の対象となる事業について、当該事業に要した支出が補助金の額を下回る場合、その差額は茅ヶ崎市に返還しなければならないが、翌年に繰り越されることはない。

- (2) 当審査会が実施機関に意見聴取を行ったところ、以下のとおり説明する。

ア 実施機関としては、連絡会の活動全体を対象として補助金を交付していたことから、令和2年度までは各年度の実績報告書に添付される収支決算書について、連絡会の自主財源を含めた全収支が記載されたものを収受していた。

イ 補助金の使途に関しては、上記実績報告書が提出された際に領収書等を確認している。また、連絡会の収支決算書は、連絡会の自主財源を含めた全収支が記載されていることから、連絡会としての繰越金が発生することはない。

ウ 平成29年度から令和元年度までの各年度においては、支出額が補助金の交付額を上回っていたことから、返還金は生じていなかった。

他方、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大のため、補助金を充てることを想定していた事業を行うことができなかった旨を確認した上

で、その一部が返還されている。

また、令和3年度においては、補助金の使途を明確にするため、補助金分のみの収支決算書の提出を求めるとしており、補助対象の支出額が交付額を下回ったため、その差額分が返還されている。

エ したがって、補助金に関し繰越金自体を観念することができないことから、本件請求対象文書を作成し、又は取得していない。

(3) 上記のことから本件請求対象文書を収受していないとする実施機関の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

よって、実施機関が本件請求対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 その他

審査請求人は、第3の1における主張のほか、種々の主張をしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、実施機関による補助金の管理のあり方について主張するが、当審査会は、行政文書の非公開決定処分の是非についての判断をなしうるに過ぎず、上記主張について判断する権限を有しない。

以上のことから、本件請求対象文書を不存在として非公開決定とした本件処分は、妥当であると判断した。

## 第5 審査会の処理経過

令和	4年	12月	8日	諮問受理
令和	4年	12月	22日	審議（令和4年第1回審査会）
令和	5年	1月	20日	口頭意見陳述及び意見聴取（令和4年第2回審査会）
令和	5年	3月	2日	審議（令和4年第3回審査会）
令和	5年	3月	16日	答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

熊澤 弘司

原口 佳誠

福島 利宗